

令和5年3月

教育内部質保証委員会

令和4年度における教育に係る自己点検・評価結果について（報告）

本年度は、「福井大学における教育の内部質保証に関する要項」に基づき、教育に係る自己点検・評価として、

（1）教育課程の自己点検・評価（モニタリング）（同要項第8条）

を実施した。

【教育課程の自己点検・評価（モニタリング）の実施】

教育課程の自己点検・評価（モニタリング）は、「教育課程の自己点検・評価（モニタリング及びプログラム・レビュー）に関するガイドライン」に沿って、以下のように実施した。

（1）実施体制

教育課程に責任を負う基本組織として、「福井大学における教育の内部質保証に関する要項」別記第1に示された以下の実施組織によって、本自己点検・評価が実施された。

- ・ 共通教育部
- ・ 教育学部
- ・ 医学部
- ・ 工学部
- ・ 国際地域学部
- ・ 連合教職開発研究科
- ・ 医学系研究科
- ・ 工学研究科
- ・ 国際マネジメント研究科

（2）実施方法

実施組織は、基本的に、以下の要領に沿って教育課程のモニタリングを実施した。

- 1) 教育課程について、ガイドライン別紙1に示す点検項目と方法に沿ってモニタリングを行った。
- 2) モニタリングの結果は「自己点検・評価シート（モニタリング）」に記載した。
- 3) その際、収集したデータなどを基に、教育課程が健全な状態にあることを確認す

るとともに、改善すべき点がある場合には、改善方策等を検討し適宜実施した。
各点検項目について、自己点検・評価は以下の評点で実施し、

1. 適正（妥当、良好）である
2. 改善が求められる

評点「改善が求められる」の場合には、その改善方策等を策定し、「自己点検・評価シート（モニタリング）」に記載した。

(3) 自己点検・評価実施期間

本自己点検・評価は、令和4年4月から令和4年9月に実施した。

(4) 自己点検・評価結果の概要

1) 実施組織によって、ガイドライン別紙1に示す全ての点検項目について、データ等に基づいて、適正に自己点検が実施された。特に、「改善が求められる」等と自己評価されたものについては、〈改善すべき点〉に改善方策等が記載されている。今後、〈改善すべき点〉に記載された改善方策等によって、改善が図られることとなっている。

2) 本年度は、前年度に実施した「教育課程の自己点検・評価（プログラム・レビュー）」において、「B」または「C」と評価した項目について、モニタリングを求めているが、成績異議申し立て、シラバスの記載など改善が図られていることを確認した。

(5) 自己点検・評価（モニタリング）の改善

本自己点検・評価の実施に当たり、点検項目やモニタリング結果を記載する「自己点検・評価シート（モニタリング）」の見直しなど、ガイドラインを適宜改善することとしている。